

## 令和2年度社会福祉法人平針福祉会事業報告

令和2年1月15日に国内で最初の感染者が確認されて以降、令和2年度は新型コロナウイルス感染症との闘いの年となりました。

令和2年4月7日から5月25日まで一度目の「緊急事態宣言」が、令和3年1月8日には二度目の「緊急事態宣言」が3月21日まで発出されました。

いずれの時期も愛知県は対象地域となり、高齢者施設でのクラスター発生を始め感染拡大により、命と暮らしに重大な支障が生じました。

こうした状況下においても、本法人が運営する各サービス事業所は「支援が必要な方々の保護を継続する「生活支援関係事業者」＝エッセンシャルワーカーとして、その使命を果たしてきました。

以下、新型コロナウイルス感染症対策を中心に、令和2年度事業を報告します。

### I 新型コロナウイルス感染症対策

#### 1 感染予防の取組

- (1) 職員には毎日の検温実施と体調不良時の医療機関受診、休業等の方針を周知し、行動を徹底。感染や感染が疑われる場合には、通常の有給休暇とは別に、パートを含むすべての職員が「有給の特別休暇」を取得できる制度を新たに整備した。
- (2) 利用者へは、理事長名で「新型コロナウイルス感染症に対する法人の対処方針」をお伝えするとともに、サービス利用にあたっては、活動スペースの分散や陰圧室の整備など三密回避策の実施、マスク・手袋の着用と消毒の徹底、自主休業者への個別支援などを行った。
- (3) 上記(1)(2)の状況を把握するため、「緊急事態宣言」発令中、事業所から法人本部へ毎日情報を集中し、情報交換と指示を行った。
- (4) 事業所ごとに「事業継続計画(BCP)」を策定。万が一感染が発生した場合のステージ別運営内容を具体化した。
- (5) 主に入所施設内で感染が発生した場合を想定して、法人内他事業所からの応援について基本方針を策定した。

また併せて、県内の知的障害者事業所同士の相互応援にも協力することとし、登録を行った。

## 2 コロナ特別施策の活用など

- (1) 国が特別対策として打ち出した「雇用調整助成金」と「小学校休業等助成金」について、年度当初に社会保険労務士を講師に迎え、勉強会を実施。休暇制度を新設するなど条件整備したうえ、「小学校休業等助成金」を利用した。
- (2) エッセンシャルワーカーとして、困難な状況下で献身的にサービス提供を続けてくれた職員全員に、法人独自に、見舞金を支給した。

## 3 コロナ対策の課題

### (1) 日常からのリスク管理

インフルエンザやO157などの感染症については既に対応マニュアルがあり、今回の新型コロナウイルス感染症についても応用できる部分があった。

こうした既存の感染症に関する医学的知識や具体的な感染予防方策を活用できるように、日常から研修等に取り組む必要がある。

### (2) 施設・設備面の限界

本法人における最大の課題は、休業することが許されない入所施設が、感染予防や感染拡大防止対応が困難な構造＝多人数部屋となっているということである。

陰圧装置の設置等ハード面での対応努力には限界があり、ソフト面での対応も恒常的な人手不足の下では極めて難しい。

### (3) 医療・行政・他団体等との連携と自助能力の強化

今回のコロナに関しては当初、行政、所管庁である名古屋市の動きが鈍く、事業所側からの問い合わせに対しても適時適切な情報提供がなされなかった。

自然災害と同様に、行政の支援体制が整うまでは自らの力で持ちこたえるしかないことを再認識させられた。

一方、マスク不足が深刻であった時期に、本法人の地元選出評議員の協力を得て、マスクを調達することができ、さらには、愛知県知的障害者協会が県下事業所の実態把握や対県要望行動、相互応援体制の構築等に取り組み、横断的な情報交換や協力体制づくりに踏み出した。

これらのことは、地域支援や他福祉団体との「共助」の新たな展開を示すものとなった。

## II 安定的な経営の実現

### 1 客観的数値による問題点の把握と対応

健全経営を考える際の参考とするため、平成30年度決算数値を用いて法人の経営諸比率（人件費比率、収益率等）を算定。運営会議メンバーで、法人全体や個別事業所の経営状況を客観的に把握し理解する取組を行った。

その結果、福祉医療機構から融資を受けている全国の法人・事業所の各種数値と比較することで、問題点や課題に気づくことができた。

本法人運営の「就労継続支援B型事業所」については、経営分析の結果も踏まえて現行体制を見直し、次年度から職員体制と職務分担を大幅に変更することとした。

## 2 コンプライアンスとガバナンスの強化

関係法令や制度の改正に伴う規定等の整備は、ほとんど手を付けることができなかった。

「同一労働同一賃金」は平成3年度には本法人にも適用され、違反すれば公的なペナルティを課せられることになる。

この分野のしっかりした取組体制を作ることが喫緊の課題であり、必ずやり遂げなければならない宿題である。

## 3 グループホーム整備

専任担当者も配置して整備実現を目指してきたが、手詰まり状況を打破できなかった。

もう少し時間をかけ、新たなメンバー、新たな考え方で仕切り直しとする。

以上